

令和 7 年度 菊川市放課後児童クラブ利用案内

【募集の概要】

対 象 者：令和 7 年度（令和 7 年 4 月～）の利用を希望する方

受付期間：

①初めての利用申込となる児童分

令和 6 年 11 月 1 日（金）～11 月 15 日（金）※土日祝日を除く。

②継続利用申込となる児童分

令和 6 年 10 月 21 日（月）～10 月 31 日（木）※土日祝日を除く。

受付場所及び時間：

①初めての利用申込となる児童分

菊川市こども政策課（プラザけやき 菊川市半済1865番地）

平日の午前 8 時 30 分～12 時 午後 1 時～ 4 時 30 分※期間中の水曜日は午後 7 時まで

②継続利用申込となる児童分

各放課後児童クラブ開所時間内 ※令和 6 年度利用している方のみ。

提出書類：①放課後児童クラブ申込書

②家庭調査書

③誓約書

④保育を必要とする証明書（就労証明書等）

注意事項：①12 月 1 日以降に申請された場合は、令和 7 年 5 月以降の利用での審査となります。

②書類に不備があった場合、必要書類が不足していた場合は受付できません。申請書類をお返ししますので、全ての書類が揃い次第、再度提出して下さい。

③利用希望が令和 7 年 5 月以降の申込みは、利用希望月の 2 か月前に利用調整を行い、概ね 1 か月前までに結果通知を送付します。

④いずれの時期の申込みも、各児童クラブの受入可能人数により待機となる場合がありますので、ご了承下さい。

問い合わせ先

こども未来部 こども政策課 幼保こども園係

住所：〒439-0019 静岡県菊川市半済1865番地

電話：0537-37-1131

1 放課後児童クラブの概要

菊川市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）は、就労等により放課後又は長期休業時に保護者等が家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

（１）クラブ名と実施場所 ※職員の配置状況等により入所できない場合があります。

クラブ名	小学校区	実施場所	受入可能人数※
小笠東小放課後児童クラブ	小笠東小	小学校校舎内	35人
小笠南小放課後児童クラブ	小笠南小	小学校校舎内	28人
小笠北小放課後児童クラブ	小笠北小	小学校校舎内	97人
六郷小放課後児童クラブ	六郷小	小学校校舎内	95人
内田小放課後児童クラブ	内田小	小学校校舎内及び旧内田保育園	22人
横地小放課後児童クラブ	横地小	小学校校舎内	34人
加茂小放課後児童クラブ	加茂小	小学校隣接地専用施設	84人
堀之内小放課後児童クラブ	堀之内小	小学校敷地内専用施設	100人
河城小放課後児童クラブ	河城小	小学校敷地内専用施設	31人

（２）開所日・時間

	開所日	開所時間	休日
学期中	月～金曜	下校時～18：00まで	土・日曜日
長期休業期間 及び祝日	月～金曜	7：30～18：00まで	土・日曜日、お盆休み、年末年始（12/29～1/3）、 4/1（土日の場合は翌平日）

（３）利用料（入会期間中は、利用の有無に関わらず利用料が発生します。）

区分	利用料	備考
通年利用 （長期休業も利用）	月額 6,000円	・授業がある日及び長期休業も利用する場合（振替休日含む）
通年利用 （長期休業は利用 しない）	月額 6,000円	・授業がある日のみ利用する場合（振替休日含む）
通年利用＋祝日利 用	月額 7,000円	・祝日がない月についても、徴収します。 ・保護者等が祝日に就労していない場合には、祝日利用はできません。
長期休業のみ利用	春休み 3,000円 夏休み 9,000円 冬休み 3,000円	・令和6年度利用者で継続利用申込のない場合、春休み期間は令和7年3月末までとなります。 ※長期休業期間中の祝日の利用を希望される場合は、各1,000円加算となります。窓口でご相談ください。
ひとり親世帯		前年度（令和6年度）市民税非課税のひとり親世帯は、利用料が減免（利用料が半額）の対象となります。

（４）保険について

「一般財団法人 児童健全育成推進財団 児童クラブ共済制度」
入所児童について、市の負担で加入します。

2 入所の基準

下記のいずれにも該当すること。

- ①菊川市立の小学校に在学する1～6年生の児童。
- ②保護者が保育を必要とする事由（別添①）のいずれかに該当すること。
- ③同居祖父母又は同一小学校区在住の祖父母がいる場合は、それぞれ70歳以上（令和7年4月1日現在）であること。なお、70歳未満の場合は保育を必要とする事由（別添①）のいずれかに該当すること。
- ④保護者が児童クラブ利用料及び保育料等を滞納していないこと。

★児童クラブは、就労等の理由でやむを得ず、放課後に子どもの世話をすることができない家庭を支援する事業です。“友達がいるから”や“宿題をさせてくれるから”等の理由での申込みはできません。

3 申込書類

こども政策課（プラザけやき）にて配布しています。市ホームページからもダウンロードが可能です。

- ①放課後児童クラブ申込書
- ②家庭調査書
- ③誓約書
- ④保育を必要とする証明書（児童の保護者、70歳未満の同居祖父母及び同一小学校区の祖父母分）
（別添①参照）

【申込時の注意事項】

- ・令和7年5月以降利用希望の申込期限は（別添②）を参照してください。
- ・提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・入所希望児童1名につき、申込書類等は各1枚ずつ提出が必要となります。
保育を必要とする証明書は、きょうだい同時申込（保育所等申込含む。）の場合は、どちらかの児童分はコピーでも構いません。※ご家庭でコピーしてきてください。
- ・70歳未満の同居又は同一小学校区在住の祖父母についても、必ず「④保育を必要とする証明書」を提出してください。
- ・お子様の健康状態や障がい等心身の状態を理解することは保育をする上で大変重要です。障がいや食物アレルギーなど、特別な支援が必要な場合や気がかりなことがあれば、必ず「②家庭調査書」にその旨を記載してください。
- ・申込時と申込み内容や世帯状況等が変わった場合には、新しい申込書類の提出が必要となりますので申し出て下さい。

4 入所までの流れ（例：4月利用希望の場合）

入所申込

- ・申請書及び提出書類をご準備の上、書類一式を一斉申込み期間内に提出してください。

利用調整

- ・受付した書類をもとに、入所者の選考を行います。

決定通知

- ・利用承認：各児童クラブで3月上旬に入所説明会や書類の提出等必要な手続きを行います。
- ・利用不承認：定員超過等により利用ができない場合で待機を希望された方は、定員に空きが生じ次第、申込先児童クラブの利用状況等により、優先順位に従い、順次利用決定いたします。（電話連絡及び決定通知を郵送します。）

【留意事項】

利用調整（入所者の選考）について

提出書類をもとに入所審査、選考を行い、菊川市が入所者を決定します。

入所定員に対し、定員を超える申込みがある場合は、家庭状況を鑑み、優先順位を決定していきますが、先に1年生から3年生までを選考し、その後4年生以上を選考します。

※入所希望者が多い場合は、1年生から3年生でも待機となる場合があります。あらかじめご承知ください。

5 利用についての注意事項

- ・利用ができる児童クラブは原則児童が在学する小学校の児童クラブとなります。
- ・集団生活ですので、決まりを守れない場合や、他の子どもへのいじめや暴力行為がある場合は退所となる場合があります。
- ・日本語が話せない方は、通訳や日本語を話せる方の同行をお願いすることがあります。
- ・児童クラブへの送迎は保護者、家族が行います。開所時間内に必ずお迎えに来てください。また、中学生以下の兄妹によるお迎えはできません。
- ・家族がお休みの日は、児童クラブは利用できません。家庭で過ごす時間を大切にしてください。
- ・保護者が祝日休み、又は弟妹が保育所等に入所し、祝日家庭で保育している場合は、祝日利用できません。
- ・お子さんの具合が悪くなった場合は連絡しますので、必ずお迎えをお願いします。
- ・利用者がいない場合、自然災害や感染症の集団発生等で学校が朝から休校、又は日程を短縮して下校する場合は、閉所や開所時間を短縮することがあります。
- ・利用料を2か月以上滞納した場合は退所となります。
- ・育児休業中の方は、復職日から児童クラブの利用が可能となりますが、月途中からの利用であっても月額の利用料がかかります。
- ・児童が児童クラブの施設や物品、他の児童の所有物を破損した場合は弁償していただきます。
- ・児童クラブは保護者への引き渡しを原則としますが、退室申立てにより保護者へ引き渡しを行わない場合、退室後の事故やトラブルに関しては、児童クラブは一切の責任を負いません。
- ・クラブ室内においては、タブレットを用いた宿題はできません。

児童クラブに関するよくあるご質問

番号	質問	回答
1	一斉申込期間中は、早く申込書を提出された方が優先されますか？	一斉申込期間中でしたら、どの日に申込書を提出されても同じ扱いとなります。
2	申込書の申請者（保護者）は父親・母親どちらにした良いですか？	どちらでも構いませんが、申請者（保護者）がクラブの利用料の納付義務者となります。
3	現在育児休暇中ですが、4月から児童クラブ利用ができますか？	保護者が4月から職場復帰する場合は、申込みができます。職場復帰する月が利用希望月となりますので、別添②の申込み期限を確認し、申込みしてください。 ※下のお子様が保育所等待機となり、保護者が育児休暇を延長する場合は、放課後児童クラブは利用できなくなります。
4	住民票上は同住所にいるが、実際は別居している祖父母がいる場合、就労証明書の提出は必要ですか？	基本として、住民票上同住所に住んでいる70歳未満の祖父母及び同一小学校区に住んでいる70歳未満の祖父母については、就労証明書等の提出をお願いしています。
5	祖父母が就労していない場合、児童クラブの利用はできませんか？	同居又は同一小学校区に住む70歳未満の祖父母が就労していない場合、別添①に記載している他の保育を必要とする事由（疾病等）に該当しない場合は児童クラブの利用ができません。民間の類似施設は利用可能となりますので、お問い合わせください。
6	祖父母以外の同居親族がいる場合、就労証明書等の提出は必要ですか？	祖父母以外の親族（叔父、叔母など）の就労証明書は提出不要です。
7	市内に在住する祖父母はいるが、同一小学校区でなければ就労証明書等の提出は不要ですか？	同居又は同一小学校区に住む70歳未満の祖父母以外の方の就労証明書等の提出は不要です。
8	祖父母が3月末で定年退職する場合、児童クラブは利用はできませんか？	同居又は同一小学校区に住む70歳未満の祖父母が4月以降、別添①に記載している保育を必要とする事由に該当しない場合、児童クラブの利用ができません。
9	書類が一斉申込期間中に間に合わない場合どうしたらいいですか？	5月以降の入所調整となります。
10	長期休暇時のみ利用したい場合も、この一斉申込期間での申込が必要ですか？	4月春休みを利用する場合は一斉申込期間での申込が必要となります。夏休み以降からの利用を希望される場合は、別添②の申込期限をご確認ください。
11	保護者や祖父母が求職活動中の場合も申込はできますか？	保護者や同居又は同一小学校区の70歳未満の祖父母が求職活動中の場合は、申込できません。内定先で就労証明書の証明がされてから申込んでください。一斉申込期間を過ぎての提出の場合は、待機となる可能性もあります。
12	決定通知はいつ送付されますか？	一斉申込期間に申込された方の入所可否の通知は2月下旬までに送付します。
13	5月以降の利用希望の申込書はいつ提出すればいいですか？	別添②に申込期間を記載していますので、ご確認ください。
14	児童クラブ入所待機となることはありますか？	定員以上の申込があった場合、待機となる場合があります。また、定員数を満たさない申込状況であっても、職員不足等により待機児童が出る場合もあります。
15	児童クラブ待機となった場合はどうしたらいいですか？	民間の児童クラブ類似施設をご紹介します。また、長期休暇時のみ利用を希望される方には、他の小学校区で定員に余裕のある児童クラブのご紹介もさせていただきます。

児童クラブに関するよくあるご質問

番号	質問	回答
16	1年生は優先されますか？	定員を超える申込があった場合、1年生から3年生までを先に選考し、その後4年生以上の選考をします。1年生から3年生までで定員を超える申込があった場合は、1年生から3年生でも待機となる場合があります。また、選考は学年、保護者等の就労時間等による点数順により優先順位を付けて行います。
17	継続利用は優先されますか？	継続利用の優先はありません。
18	申込書提出後、勤務状況（退職したなど）、家族構成等に変更があった場合は、どうしたら良いですか？	こども政策課に変更の届出をしていただきます。利用決定後に仕事を退職し、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、利用決定の取消となります。
19	18時までにお迎えに行けない場合はどうしたら良いですか？	18時までにお迎えに来られない場合は利用ができません。必ず18時までにお迎えに来ていただきますようお願いします、同居家族以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にクラブに連絡をしてください。中学生以下の兄弟等による送り迎えは認めていません。
20	放課後デイサービスの申込はどちらになりますか？	放課後デイサービスの申込は福祉課（プラザけやき）になります。

(別添①) 保育を必要とする事由及び保育を必要とする証明書

保育を必要とする事由	保護者の状況	保育を必要とする証明書																																																																											
就労（固定就労）	・ 児童クラブの開所時間中に勤務し、就労時間が裏面①の時間帯を満たすこと。 ・ 求職活動中の場合は申請できません。 ・ 育児休業中の場合は、職場復帰日から利用可能となります。	・ 就労証明書 ・ 自営業・農業等従事申告書＋自営・会社経営の証明書の写し（確定申告書１・２表、営業許可証、開業届のいずれか）																																																																											
	<table><tr><td rowspan="6">6</td><td rowspan="6">就労時間 (固定就労の場合)</td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td><td>土</td><td>日</td><td>祝日</td><td>合計</td><td rowspan="2">月間</td><td rowspan="2">時間</td><td rowspan="2">分（うち休憩時間</td><td rowspan="2">分）</td></tr><tr><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td><td>時間</td></tr><tr><td colspan="5">一月当たりの就労日数</td><td colspan="2">月間</td><td>日</td><td colspan="2">一週当たりの就労日数</td><td colspan="2">月間</td><td>日</td></tr><tr><td colspan="2">平日</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分</td><td>～</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分（うち休憩時間</td><td colspan="2">分）</td></tr><tr><td colspan="2">土曜</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分</td><td>～</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分（うち休憩時間</td><td colspan="2">分）</td></tr><tr><td colspan="2">日祝</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分</td><td>～</td><td colspan="2">時</td><td colspan="2">分（うち休憩時間</td><td colspan="2">分）</td></tr></table>	6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計	月間	時間	分（うち休憩時間	分）	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	時間	一月当たりの就労日数					月間		日	一週当たりの就労日数		月間		日	平日		時		分		～	時		分（うち休憩時間		分）		土曜		時		分		～	時		分（うち休憩時間		分）		日祝		時		分		～	時		分（うち休憩時間		分）	
6	就労時間 (固定就労の場合)			月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計					月間	時間	分（うち休憩時間	分）																																																									
				☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	時間																																																																	
				一月当たりの就労日数					月間		日	一週当たりの就労日数		月間		日																																																													
				平日		時		分		～	時		分（うち休憩時間		分）																																																														
				土曜		時		分		～	時		分（うち休憩時間		分）																																																														
		日祝		時		分		～	時		分（うち休憩時間		分）																																																																
就労（変則就労） 二交代制、三交代制など	・ 児童クラブの開所時間中に勤務し、就労時間が裏面①の時間帯を満たすこと。 ・ 求職活動中の場合は申請できません。 ・ 育児休業中の場合は、職場復帰日から利用可能となります。	・ 就労証明書 ・ シフト表（任意） 裏面①の時間帯を満たすシフト表があれば加点となります。																																																																											
	<table><tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">就労時間 (変則就労の場合)</td><td>合計時間</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>時間</td><td>分（うち休憩時間</td><td>分）</td></tr><tr><td>就労日数</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>日</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>主な就労時間帯</td><td colspan="6" rowspan="2">時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）</td></tr><tr><td>・シフト時間帯</td></tr></table>	6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分（うち休憩時間	分）	就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日				主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）						・シフト時間帯																																																					
6	就労時間 (変則就労の場合)			合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分（うち休憩時間	分）																																																																				
				就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日																																																																						
				主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）																																																																								
		・シフト時間帯																																																																											
就労（変則就労） 夜勤	・ 児童クラブの開所時間中に勤務し、就労時間が裏面①の時間帯を満たすこと。 ・ 求職活動中の場合は申請できません。 ・ 育児休業中の場合は、職場復帰日から利用可能となります。	・ 就労証明書 ※固定就労の方、裏面①の時間帯を満たすシフト表を提出された方より点数が下がる場合があります。																																																																											
	<table><tr><td rowspan="4">6</td><td rowspan="4">就労時間 (変則就労の場合)</td><td>合計時間</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>時間</td><td>分（うち休憩時間</td><td>分）</td></tr><tr><td>就労日数</td><td>☐ 月間</td><td>☐ 週間</td><td>日</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>主な就労時間帯</td><td colspan="6" rowspan="2">時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）</td></tr><tr><td>・シフト時間帯</td></tr></table>	6	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分（うち休憩時間	分）	就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日				主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）						・シフト時間帯																																																					
6	就労時間 (変則就労の場合)			合計時間	☐ 月間	☐ 週間	時間	分（うち休憩時間	分）																																																																				
				就労日数	☐ 月間	☐ 週間	日																																																																						
				主な就労時間帯	時 分 ～ 時 分（うち休憩時間 分）																																																																								
		・シフト時間帯																																																																											
就労（自営業）	・ 求職活動中の場合は申請できません。	・ 自営業・農業等従事申告書 ・ 自営・会社経営の証明書の写し（確定申告書１・２表、営業許可証、開業届のいずれか）																																																																											
妊娠・出産	出産前後の期間で、保育を必要とする場合（出産予定月の前後２か月間）	母子健康手帳の写し（氏名及び出産予定日が確認できるページ）																																																																											
災害復旧	自然災害等により居宅を失ったりして、復旧に当たっている場合	罹災証明書																																																																											
疾病等	保育に支障をきたす病気、怪我または障害がある場合	・ 申立書 ・ 医師の診断書若しくは障害者手帳の写し（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳のいずれか）																																																																											

(別添①) 保育を必要とする事由及び保育を必要とする証明書

保育を必要とする事由	保護者の状況	保育を必要とする証明書
看護・介護	親族（介護者の父母、夫妻、子どもに限る）を介護や看護する場合 施設入所している等、常時家庭での看護、介護の必要がない場合は、申込不可となります。	・ 申立書 ・ <u>介護が必要となる証明書</u> の写し（介護保険証、障害者手帳、医師の診断書のいずれか） ・ ケアプラン（ 任意 ） 下記①の時間帯を満たすケアプランであれば加点となります。
就学	大学や職業能力開発校等に通学している場合	・ 申立書 ・ 在学証明書及びカリキュラム（就学予定の場合は、合格通知書とパンフレット）

①就労時間が下記の時間帯を満たすこと、また、児童クラブ開所時間内に送り迎えができること。

区分	学年	保護者等の就労時間
通年利用	1・2年	平日に週3日以上又は平日に月12日以上で午後1時から午後6時までの間で2時間以上就労していること。
	3年	平日に週3日以上又は平日に月12日以上で午後1時30分から午後6時までの間で2時間以上就労していること。
	4・5・6年	平日に週3日以上又は平日に月12日以上で午後2時から午後6時までの間で2時間以上就労していること。
長期休業のみ利用	全学年	平日に週3日以上又は平日に月12日以上で午前7時30分から午後6時までの間で4時間以上就労していること。
通年利用＋長期休業利用	4・5・6年	上記「通年利用」及び「長期利用」の就労時間両方を満たすこと。

②単身赴任の場合、離婚協議中の場合も保育を必要とする証明書の提出が必要となります。

(別添②) **令和7年度放課後児童クラブ随時申込受付期間**

入所希望月	申込受付期間	入所可否通知発送予定
令和7年5月	令和7年1月6日（月）～3月14日（金）	令和7年4月上旬
令和7年6月	令和7年3月17日（月）～4月15日（火）	令和7年5月上旬
令和7年7月	令和7年4月16日（水）～5月15日（木）	令和7年6月上旬
長期休業のみ利用（夏休みから）	令和7年4月16日（水）～5月15日（木）	令和7年6月上旬
令和7年8月	令和7年5月16日（金）～6月13日（金）	令和7年7月上旬
令和7年9月	令和7年6月16日（月）～7月15日（火）	令和7年8月上旬
令和7年10月	令和7年7月16日（水）～8月15日（金）	令和7年9月上旬
令和7年11月	令和7年8月18日（月）～9月16日（火）	令和7年10月上旬
令和7年12月	令和7年9月17日（水）～10月15日（水）	令和7年11月上旬
長期休業のみ利用（冬休みから）	令和7年9月17日（水）～10月15日（水）	令和7年11月上旬
令和8年1月	令和7年10月16日（木）～11月14日（金）	令和7年12月上旬
令和8年2月	令和7年11月17日（月）～12月15日（月）	令和8年1月上旬
令和8年3月	令和7年12月16日（火）～令和8年1月15日（木）	令和8年2月上旬
長期休業のみ利用 （3月春休みのみ）	令和7年12月16日（火）～令和8年1月15日（木）	令和8年2月上旬

※長期休業のみの申込みの場合は、受入可能人数に余裕のあるクラブのみ翌月の申込受付締切日まで受付します。

菊川市放課後児童クラブの気象状況・感染症感染状況等による対応について

※クラブ閉所となる場合、小学校からの保護者宛一斉メール又はこども政策課からの一斉メール（アプリ）によりその旨が伝えられます。

1. 大雨・洪水警報等による対応

児童クラブにつきまして、気象状況により以下の対応となります。

気象状況	学期中	長期休暇中
【注意報等なし】 注意報・警報が発令されていない大雨等の場合	①給食後の繰り上げ下校 →クラブは開所 （各学年本来の下校時刻までは学校で保護、その後はクラブ利用可） ②給食前の繰り上げ下校 →クラブは閉所	開所
【注意報】 菊川市に 強風、大雨・洪水注意報が発令された場合		
【警報】 菊川市に 暴風、大雨・洪水警報が同時に発令された場合	クラブは 閉所 ※クラブ利用時間帯であれば、クラブから保護者に迎えを連絡する。	午前6時に発令中であればクラブは 閉所 ※利用時間帯であれば保護者に迎えを連絡する。
【避難指示】 菊川市に避難指示が発令された場合		
【警報が解除された時】 菊川市の 暴風、大雨・洪水警報が解除された場合	・解除され、登校した場合→ 開所 ・学校が休校した場合→ 閉所	午前6時に解除されていれば安全確認後、7時30分から 開所

2. 感染症等による対応

児童クラブにつきまして、インフルエンザ、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大の状況により以下の対応となります。※以下の場合以外でも、保健所等の指導によりクラブを閉所する場合があります。

学期中	一斉下校となる場合	クラブは原則閉所
	学校閉鎖となる場合	クラブは原則閉所
	学年・学級閉鎖となる場合	該当の学年・クラスのみクラブ利用ができなくなります。 ※きょうだいが該当する場合、利用自粛のご協力をお願いする場合があります。
長期休暇中	感染拡大の恐れがあると判断される場合は 閉所	

3. その他閉所となる場合

上記1・2以外の場合で、学校から何らかの危険が心配され一斉下校等の措置がされる場合、こども政策課の判断により児童クラブ利用が心配される場合は、クラブを緊急閉所することがあります。

担当課：こども政策課 電話：37-1131